

実践報告

児童養護施設における小学生への学習支援の実践報告 ～(公財)日本ライオンズの寺子屋事業の展開～

鈴木重男

(公益財団法人日本ライオンズ)

抄録：公益財団法人日本ライオンズは、児童養護施設に処遇される小学生を対象に、学習習慣の定着と基礎学力の向上を目的とした「寺子屋事業」を展開している。本報告では、2021年度のモデル事業から2024年度までの実践を通じて得られた成果と課題を整理した。ICT活用や個別支援の導入により、学習意欲の向上や施設職員との連携強化が図られた一方、対象年齢の拡大や支援者の質的向上など、今後の改善点も明らかとなった。本事業は、児童の自立支援の基盤形成に寄与する取り組みとして、一定の成果を示している。

キーワード：施設、小学生、学習支援

1. はじめに

(公財)日本ライオンズは、「青少年に夢と希望を」を掲げ、施設に処遇されている小学生への学習支援：寺子屋事業(以後、「寺子屋事業」とする)及び全国特別支援学校に在籍する生徒のフットサル大会の開催事業、また地震等で被災した子どもの被害救済を図る緊急事業の三事業を公益事業として実施している。

当法人は、2020年5月一般財団法人日本LCIFとして設立され、2023年11月公益財団法人日本ライオンズ(以後、「当法人」とする)として、内閣府により公益認定された。

当法人が実施する寺子屋事業は、児童養護施設(以後、「施設」とする)の小学生を対象に、将来の社会的自立を見据えて基礎的基本的な学力を身に付け、一人一人の持つ力を最大限に發揮して、可能な限り安定した地域生活を送ることができるようにとの願いから実施している助成事業である。

この寺子屋事業は、実際に事業化する前に、この事業の効果を検証するため、2021度、北海道内4施設を対象にNPO法人に事業委託をして実施した。

寺子屋事業は、2025年7月現在、北海道7施設、東北3施設、関東9施設、中部6施設、関西7施設、中四国6施設、九州5施設、合計43施設で実施可能になるよう契約している。

2. 寺子屋事業実施の状況等

1) 2021年度(2021年7月～2022年6月)の寺子屋事業のモデル事業

(1) 事業の評価の内容方法とその整理等

寺子屋事業のモデル事業は、この事業が施設に家庭等の困難な状況により処遇された小学生のために本当に意味あるものとして位置付けられるのかどうかを確かめるために実施した。

モデル事業は、北海道内の4施設を対象に、認定NPO法人Kacotam(代表 高橋勇三氏)に依頼して、週1回、1回60分間の学習支援を行うこととして実施した。しかし、コロナ感染期であったことから、施設内で指導できないときは、オンラインでの指導にするなど弹力的に実施した。

モデル事業は、概ね週1回、1時間程度、対象児は1-2名として実施した。この実施状況に係り、毎月の活動報告書(指導・支援の概要と指導者数、指導回数)及び3ヶ月間に一度の成果報告書(対象児の学習等の変化の概要と指導者数、指導回数)を記録するとともに、4施設施設長からの書面を通じた表1の事業評価を実施して整理することとした。寺子屋モデル事業への4施設からの評価結果は、表1のとおりであった。

表1 モデル事業の評価の整理

支援者の子どもへの対応は	とても良い 良い 普通 悪い	(4) (0) (0) (0)	・勉強以外にも、いろいろな話をしてくださいありがたい。 ・子どもは、優しく勉強を教えてくれて分かりやすいと喜んでいる。 ・意欲的に学習に取り組んでいる。
学習支援の時間は	現状のままでよい まだ長くしてほしい より短くしてほしい	(4) (0) (0)	・集中できる時間である。 ・子どものペースに合わせて、60分以内で取り組んでいる。 ・負担なく行えている。
子どもの学習等の成長は	とても満足している 満足している 普通 満足していない	(1) (2) (1) (0)	・学習ボランティアのみで満足している様子があるので、勉強に意識が向いていない。 ・学習時間が定着でき、落ち着いて学習に取り組めるようになった。 ・学業成績が向上している。
小学生を対象にしたことについて	・小学生に学びの場を与えていただき、とてもありがとうございます。 ・小学生から勉強に力を入れていくと、将来的にも良い方向へ行くので継続したい。 ・とてもよいと思います。 ・個別に教えられる機会が不足していたので、とても満足している。		
モデル事業の効果について	・学力の向上と学習成績の定着を目指に行い、少しづつ効果が得られてきている。 ・勉強に対する意識が確実に向かっている。 ・学習に意欲的であり、塾活用にはハードルが高いと感じる子どもに大変に良いと思う。 ・学習意欲の向上を図ることができた。		
モデル事業の改善について	・特別支援学級の児童に対して、どのように支援していくかが課題であると思う。 ・改善点は特にない。(同様意見3施設)		
モデル事業全般について	・このまま継続して頂きたいと思っている。(同様意見2件有) ・子どもの基礎学力向上にはとても良いと思う。 ・楽しみながら学力の向上を図ることができた。		

(2) 認定NPO法人Kacotamのモデル事業評価

また、併せて認定NPO法人Kacotamからのモデル事業への記述による事業評価も実施した。認定NPO法人Kacotamは、記述による事業評価として、「小学生への個別の学習指導・支援の場を設けることができてよかったです」、「4施設の子どもたちの基礎学力が向上してきたこと」、「子どもと一人一人に向き合った中で、子どもたちを丸ごと受け入れて、学習支援するような体制がとれたこと」、また、改善が必要な点として「助成額は毎月3万円ではなく、学習支援者への謝金として週当たり1万円とすることにより、支援者の移動費や諸経費、子どもの個々の状況の応じたきめ細かな教材等の購入・準備が可能したこと」を指摘していた。

(3) 寺子屋事業実施に向けた改善点

当法人は、モデル事業を実施した4施設と認定NPO法人Kacotamの両面の事業評価を踏まえて、家庭に困難の多い子どもたちが遭遇されている施設の小学生への寺子屋事業が意義あるものと位置付けることができるものとして、2023年度から寺子屋事業を本格実施することとした。

なお、寺子屋事業の本格実施では、認定NPO法人Kacotamの指摘を踏まえて、毎月4万円(週当たり1万円)の助成と共に、教材等購入助成として年間2万円を付加し、1施設当たり年間の学習支援に係る助成費を50万円として実施することとした。

2) 2022年度(2022年7月～2023年6月)の寺子屋事業の本格実施

(1) 2022年度事業の概要等

寺子屋事業の本格実施に当たっては、モデル事業を実施した「認定NPO法人Kacotam」に加え、仙台市内の施設で学習支援を行っていた「NPO法人セイブアライフ」及び長野市等の施設で学習支援を行っていた「NPO法人ITサポート銀のかささぎ」、飯能市で学習支援を行っていた「NPO法人こどもエコクラブ飯能W」を寺子屋事業の協同する団体(以後、「パートナー」とする。)と位置付けた。

このことにより、2022年度は、北海道地区4施設、東北地区2施設、関東地区2施設、中部地区4施設、合計12施設の小学生への学習支援を実施することができた。日本国内では、この4パートナーの他にも施設で学習支援を実施していたNPO法人等があり、当法人の寺子屋事業の説明などを行ったが、当法人とパートナー間に取り交わす契約書と共に、所定の「毎月の活動報告書」及び「3ヶ月に一度の成果報告書」の提出を義務付けていることが認められず契約するには至らなかった。

(2) 寺子屋事業契約書の締結

当法人とパートナー間で取り交わす契約書には、特に、小学生に悪影響を与えるような行動を禁ずる事項や各パートナーに支払う助成金額、学習支援の内容等を次のように了解して締結することとした。

表2 当法人とパートナー間で取り交わす契約書

施設の児童への学習支援「寺子屋」事業に係る契約書
学習支援を行う法人(甲)と依頼する法人(乙)は、「児童養護施設〇〇」(丙)の小学生への学習支援に関して、以下の通り契約する。
第1条(学習支援運営料)
乙は甲に対して、学習支援運営料として、交通費を含めて、令和〇年〇月～令和〇年〇月までの間、月当たり40,000円を支払うものとする。
この間の教材費等は、2万円とする。合計、年間、〇〇万円を学習支援運営料として支払う。
第2条(学習支援内容)
1 実施回数は週1回程度、1～2時間程度を行い、甲と丙児童養護施設長が協議の上決定する。
2 甲と丙児童養護施設長とが協議の上、甲が指導内容・スケジュール管理を責任をもって行う。
3 甲と丙児童養護施設長とが協議の上、小学生の状況に合わせて適切な学習支援の形式で行う。
第3条(禁止事項)
甲は、丙の小学生に対して、小学生個々の基本的人権を尊重するとともに個々の学習等の状況を踏まえて、誠実かつ親切丁寧に学習指導するものとする。特に、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメント、また小学生を貶める罵詈雑言等の言動は行ってはならない。
第4条(学習支援運営料の支払方法)
学習支援運営料は、甲の指定する銀行口座に乙は振込むものとする。
第5条(信義誠実義務)
1 甲及び乙は、丙の小学生のために信義誠実の原則に基づいて学習支援を履行するものとする。
2 本契約書に定めのない事項等は、関係法令及び信義則に基づいて、甲及び乙並びに丙との協議により決定するものとする。
第6条(契約の自動更新)
本件契約の有効期間は、令和〇年〇月から令和〇年〇月までとするが、期間満了の2ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも契約を終了する旨の書面による申出がなされない場合は、同一条件下でさらに令和〇年〇月から1年間(学習支援運営料50万円)延長されるものとし、以後も同様とする。

(3) 2022年度の寺子屋事業の実施と各施設施設長の事業記述評価

2022年度は、北海道地区4施設、東北地区2施設、関東地区2施設、中部地区4施設、計12施設の小学生を対象に寺子屋事業を実施した。当法人は、令和5年2～5月、各施設施設長に対する当該寺子屋事業への記述評価を実施した。次は、その記述評価の抜粋である。

表3 A施設施設長の記述評価

様々な家庭の事情があり施設に子どもたちはやって来ます。
生まれ育ってきた家庭は子どもたちの大切な宝ものであり掛け替えのないものですが、そこで生活は必ずしも子どもたちが望んでいたようなものではない場合もあります。学校に行きたい、勉強をしたい等考えていても、それがままならないこともあります。
私たち施設職員は、子どもたちに安心できる安定した生活環境を提供できるよう努めるとともに、将来の自立に向けて支援していますが、そんなときに大きな力になってくれるのが学力です。
子どもたちが学習する習慣を身につけ、豊かな学力を手に入れることで、明るい未来を築くための助けとなり、将来の選択肢を増やしていくことに繋がるものと考えています。寺子屋事業は、本当に、子どもたちの未来を拓く大きな力になるもの信じています。

表4 B施設施設長

児童人口が全国的に減少する中で、社会的養護が必要な児童数は、これからもしばらく変わらないという予想があります。児童相談所への虐待相談件数は年間20万件を越え、増加し続けています。施設に入所する児童の被虐待経験の割合は65%超にもなっています。また、2017年の「新し

い社会的養育ビジョン」の発出により、社会的養護は里親優先（家庭養育優先）の方針がとられており、その結果、施設養育の児童には多くの課題を抱えた小学校高学年～中学生が増えています。

施設では必然的にこれらの児童の進路を見据えた学習指導の充実が求められています。心に傷をもち、なかなか学習に集中できない児童は集団での講義受講型の学習が不得手なことが多く、指導には、寄り添い型の丁寧な個別指導と、安心して過ごせる大人や仲間と共に学ぶ環境が必須です。

寺子屋事業は、施設のこのような児童たちにふさわしいものと大いに期待をしています。

表5 C施設施設長

当施設は、小学生を対象にしてタブレット端末を利用した学習支援を実施して頂き感謝しております。

当施設でも、学習支援を色々工夫して実施していますが、基本的な学習習慣が身に付いていない為、苦手意識が高い子が多く、また個別学習が必要な子などもいます。そうした中でタブレット学習は、子どもたち1人ひとりの学習支援において、大切な取り組みあります。

コロナ禍により学校でもタブレット学習が身近なものになってきましたが、この学習支援は平成27年度より、寺子屋事業に先駆けた支援であり、子どもたちに定着しつつあります。特に、タブレットで一問一答形式のゲーム感覚で取り組むことができ、その場ですぐに正誤結果が出るので、子どもたちにわかりやすく集中して取り組めます。また、以前の学習履歴がデータで残っていて自分で比較することができます。継続した学習にもつながっています。

何より、学習だからと言って身構えることなく、楽しい気持ちで取り組むことが出来るよう支援団体のNPO法人が工夫してくれるおかげで、子どもたちも毎回タブレット学習の時間を楽しみにしています。また現在、取り組みを始めているオンラインを使った交流等も社会性を広げる貴重な体験です。

今後デジタル社会が進む中で、小さい頃からタブレットを使った様々なツールを体験する機会を設けることができるることは、子どもたちの将来に、大きな影響を与えてくれるものと思っておりますので、今後も、ぜひ続けていってほしいと思っています。

上記の3施設施設長の寺子屋事業に係る記述評価は、寺子屋事業を主体的に実施しているパートナー法人との間で、長年にわたる学習支援に係る人的交流を含めた信頼関係が構築されていたことから好意的であるが、他の9施設施設長の記述評価も好意的なものであった。

3) 2023年度(2023年7月～2024年6月)の寺子屋事業の実施

(1) 寺子屋事業の全体構造の明示

当法人は、2023年11月、公益財団法人として認可されたことに伴う内閣府からの指導に基づき、寺子屋事業の公益性、公平性を担保するため、寺子屋事業実施要項が定められ、本要項に基づいて事業を協同して推進するパートナー法人及び施設を選定する選考委員会が設置されることになった。また、事業を円滑に実施するための寺子屋事業推進会議も年2回開催して、パートナー法人と財団の共通理解を図ることとした。

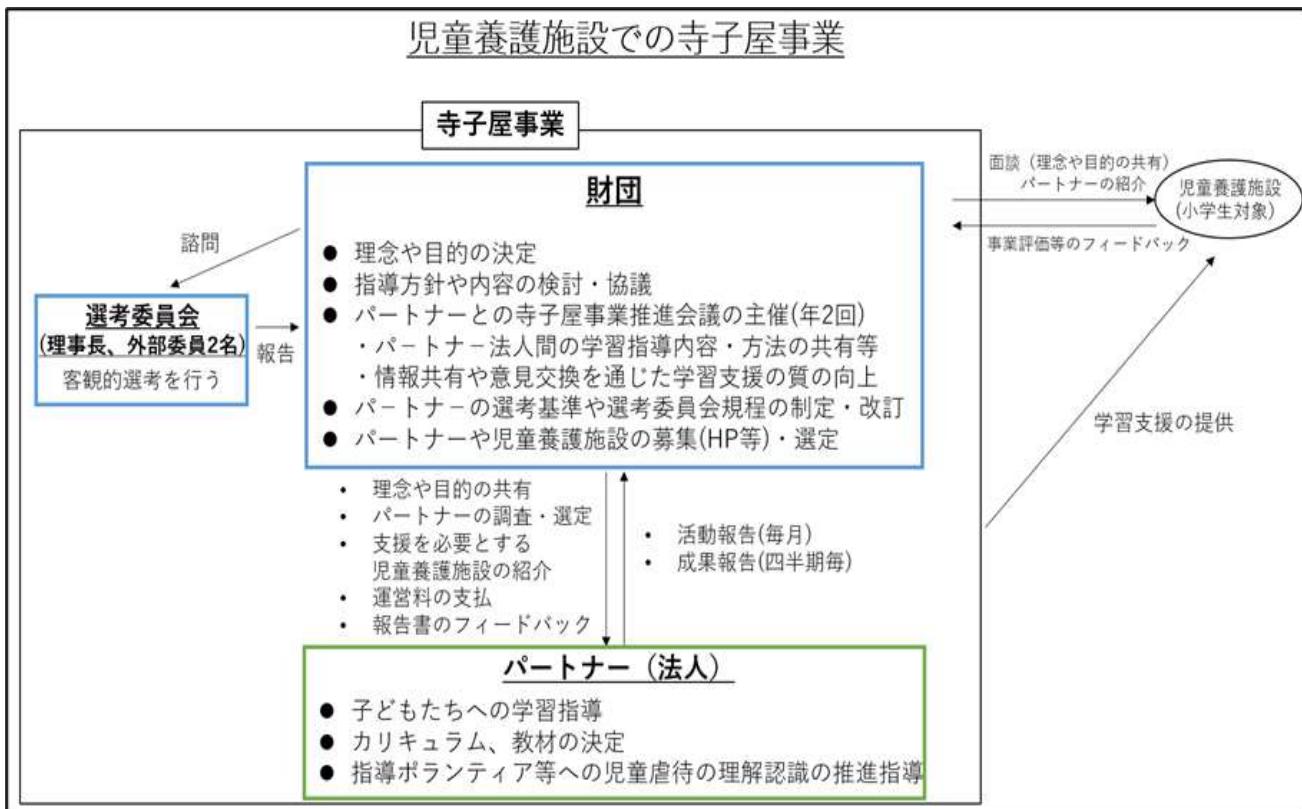


図1 寺子屋事業実施要項に定められた全体構造

(2) パートナー法人と施設の選定に係る選定委員会の設置

寺子屋事業の実施にあたり、パートナーが適切か否かを判断する選定委員会が設置され、その適否を諮る内容として、パートナーに係る「法人格の有無」「寺子屋事業実施要項の理解」「学習支援に係る能力」「学習支援を行う施設との関係」等、8項目に係る次の情報を事前に調査して諮ることが明示された。

表6 選定委員会開催時の必要情報の項目

- ①法人格を有すること
- ②甲が別途定める「寺子屋事業実施要項」を理解し、同要項に定める本事業の理念・目的に賛同し、甲の指導方針、「パートナーの役割」に規定された各事項、その他一切の規定を遵守することが見込めるここと
- ③子どもたちへの学習支援を通じてこの法人が有する理念を実現することができること
- ④寺子屋事業として学習支援を行うにあたり、児童養護施設と適切に連携することを約束すること
- ⑤寺子屋事業として児童養護施設に訪問して学習支援を行うにあたり、十分な人的体制を有していること
- ⑥寺子屋事業として児童養護施設に訪問して学習支援を行うにあたり、十分な支援時間を確保すること
- ⑦寺子屋事業として学習支援を行うにあたり、毎月の活動報告書と四半期毎の成果報告書を、この法人が定める時期までにこの法人に提出することを約束すること
- ⑧団体に適用される法律等に違反することなく適切な組織運営がなされていること

(3) 2023年度の寺子屋事業の実施と各施設施設長の事業記述評価

2023年度は、パートナー法人に従前の各施設の学習支援を行っていたNPO等法人(実施形態1)に加えて、施設への学習支援を行うNPO等法人なく、かつ寺子屋事業の実施を希望する施設がある場合は、施設を経営する社会福祉法人をパートナー法人(実施形態2)の対象として寺子屋事業を実施することとした。この場合は、社会福祉法人が責任をもって家庭教師を雇用して、当該施設内に学習する環境を整備することも条件として、この約束をした上で、選考委員会に図ることとした。

表7 令和5年度の寺子屋事業の実施形態

実施形態 1	施設に出向いて学習支援を行うNPO法人等をパートナー法人として依頼して実施する形態
実施形態 2	施設を経営している社会福祉法人をパートナー法人として、家庭教師の雇用を依頼して実施する形態

2023年度は、実施形態2による施設の選定を含めて、北海道地区4施設、東北地区2施設、関東地区3施設、中部地区5施設、関西地区1施設、中国四国地区1施設、九州地区1施設、計17施設の小学生を対象に寺子屋事業を展開することができた。

また、当該寺子屋事業に対しての記述による評価を各施設長に依頼した。次は、その記述評価の記録である。3施設長からは、学習支援者と小学生との良好な関係による学習への良い取り組みができていることや社会性の向上につながる点なども含めた肯定的な評価が寄せられた。

表8 A施設施設長

各児童のレベルに合わせて指導して頂いており、勉強の遅れや、学習方法が分からぬ児童が、ボランティアの方と一緒に取り組むことにより、勉強方法を学び、分からぬ部分を理解する事が出来るようになってきている。他にも勉強の遅れを気にしている児童や、勉強をしているが結果が出ない児童も、自分で勉強できる範囲が広がり、テスト勉強なども自発的に出来るようになっている。

自発的に行えない児童には、学習する時間を作る事で、少しでも学習を行う時間を作ることが出来、勉強の大切さに気付く事が出来る時間となっている。

施設として、今後も継続的に学習ボランティアを受入れ、児童とボランティアの方が長期的な関係性を築いていき、継続的な勉強時間を確保していくと考えている。また、今後は勉強以外のボランティア、体を動かすことや、文化活動のボランティアも積極的に受け入れていきたいと考えています。

表9 B施設施設長

施設の子どもたちは、職員と個別で学習をする機会が少なく、宿題以外の学習まで手が回らない状態です。それは職員の多忙さだけではなく学習意欲が低い、集中力の継続が難しい、落ち着かない環境など様々な理由があります。現在、寺子屋事業により、個別に近い環境で、じっくりと関わってくださっています。宿題以外の教材もご用意いただき、嬉しかったのか施設に戻り、全て解いてしまった子もいました。英語の学習や座学以外の学習も取り入れて、子どもたちの興味を引いて学習への参加の意欲を高めてくださっています。

施設の子特有の経験不足の解消にも繋がっています。そして、キラリと光る個性を見つけてたくさん褒めて下さるため、子どもたちの自信にも繋がっています。今後も子どもたちの成長のためご支援をよろしくお願ひいたします。

表 10 C 施設施設長

この度、寺子屋事業による学習支援を受けるに至りましたのは、私どもがお預かりする少なくない数の子どもたちに、学力的な課題があつたためです。子どもたちとの日々の関りの中では「学校の授業が分からぬ」「勉強が分からぬから学校には行きたくない」などといった声を聞くことも多く、支援者として何ができるのかを常に考えてきました。実際に、学習に困難さを感じている子どもたちの「意欲」の低さは顕著で、社会的養護を必要とする子どもたちの傾向であるようにも感じます。

大学進学率については、全国平均が50%を超える一方で、施設出身者が約18%との調査もあります。大きな要因の一つとして「自信の欠如」があると私は考えます。

これまで私どもも、子ども一人ひとりの能力や発達段階に応じて、個別の学習時間を確保するなどの努力はしてきたものの、恒常的なマンパワー不足もあり、目に見える成果をあげることができない状況にありました。そのような経緯から取り入れた、IT学習支援には驚かされるものがあります。内容はゲーム感覚で楽しみながら学べるものとなっており、子どもの自信に繋がるスマールステップが特長として挙げられるかと思います。これまでの成育歴などから、学習に対する自信がない子どもの「はじめの一歩」としては有用な動機づけとなりそうです。

補足になりますが、当該法人による学習支援は、平日の夕方にお願いしています。猫の手も借りたいこの時間帯にご協力をいただけることに、現場職員から喜びの声が上がっています。

今後については、もちろん基礎学力の向上は期待していますが、それよりも子どもたちが学ぶことの楽しさを知る機会になればと願っています。様々な家庭の事情があり施設に子どもたちはやって来ます。

4) 2024年度(2024年7月～2025年6月)の寺子屋事業の実施

2024年度は、北海道地区7施設、東北地区3施設、関東地区6施設、中部地区6施設、関西地区7施設、中国・四国地区6施設、九州地区5施設、計40施設の小学生を対象に寺子屋事業を展開した。

また、寺子屋事業は、これまで3年間の事業を整理して、2025度に向けた事業改善検討を行う資料として、2024年9月～10月で各施設長からの中間事業評価を実施した。

評価視点は、「児童の変化」「寺子屋事業の成果」「寺子屋事業の改善」「その他要望」の4視点で行った。次の表11から表13は、この4視点の記述評価を整理したものである。

表 11 視点1「児童の変化について」

① 学習意欲の向上、子どもの成長

どの施設においても良好な成果が報告されている。学習意欲の向上、興味関心の拡大、集中力の向上、指導・支援スタッフの方との交流の深化など、子どもたちが主体的・意欲的に学習に向かう姿が育って来ていると言えよう。こうした学習意欲の向上は子どもたちの学習への楽しみを醸成することにつながり、子どもたちの大きな成長として特筆できるものである。

② ICTの活用

タブレット学習に関してはソフトがアップグレードしたことにより、飽きずに楽しく取り組めているという報告があった。ICTを活用することで、子ども自身が自習で進めることができるようになった。また、学校でタブレット学習にスムーズに取り組むことができていることも成果としてあげられる。

③ 学習スタッフとの人間関係

特に、指導形態2による事業を行う施設においては、個別の教材による学習が子どもの長所短所を鑑みた指導となっており、学習スタッフが子どもとの交流を深めていく中で子ども個々の得意不得意や学習進度に応じた指導が展開され、大きな成果をあげている。

表12 視点2「寺子屋事業の成果について」

①子ども個々の学習習慣の定着

本事業により、一人一人の子どもが学習に意欲を持ち、興味関心の幅を広げ、それぞれに成就感や達成感を得ていることは大きな成果である。また施設外部の人達との交流が良い社会経験となり、他者への信頼関係の構築を促していることも同様である。

こうした学習習慣の定着は「私は～できる」ことにつながり、その自信は今後の学習面においても対人関係の構築においてもさらなる成長が期待される。

②学習支援の質的向上

施設内における子ども個々への学習支援の困難さは、子どもの実態のみならず、職員数の不足、対応する時間の少なさ等、物理的な制約があることが従来から指摘されていた。また、学習塾に通わせる場合は費用の問題もある。

本事業は、施設職員だけでは補い切れない学習面への支援を大きく前進させた点で有意義であり、子ども個々の状況に即した指導がきめ細かな学習支援につながっていると評価できる。このことは障害のある子どもに対しても言えることであり、個別の学習指導が効果を上げている。

③施設職員の資質の向上

学習支援スタッフと施設職員の連携が深まり、子どもに関して情報共有できることは子どもの現状評価や今後の指導目標設定に役立っているので、子どもの理解・認識度合いが深まったといえる。施設職員も具体的な子どもの学力への関心が高まってきた。「学習を楽しみにしている子」を増やしていくことが職員の目標にもつながっている。

表13 視点3「寺子屋事業の改善について」

①対象範囲の拡大

現在は小学生を対象に事業が展開されている。これは学習意欲や学習態度の基本を定着させることに意義があるが、学習内容のレベルが上がる中学生や高校生に対して施設職員が対応することは難しく、そのため学習支援の対象範囲を拡大してほしいという声があがっている。さらに、幼児（年長児）への範囲拡大を望む声もある。

②実施回数、時間調整の問題

決まった曜日、時間で事業が実施されることが望ましいが、施設行事その他の事情により、事業回数が減ることが指摘されている。実施回数の増を含め、学習支援スタッフとの時間調整が課題となっている。

③学習内容の工夫

子どもの個性や学習進度に応じた内容や支援方法の工夫が求められ、プログラミング教室など、タブレット学習以外の企画提案もあった一方、宿題だけ見てもらうことを願う子どももおり、子ども側の願いや要請、悩み等を聴き取り、話し合いを通して、個々のニーズに応じた事業を進めていくことが課題となっている。

④支援スタッフの問題

学習支援スタッフに必須な条件としては、指導技術とともに、「子ども個々の特性への理解・共感」「施設に対する理解」が重要である。これら条件をクリアし、意欲を持っている人材を探すことが難しいとの指摘がある。また、学生の場合、年度末や卒業を契機に担当が変わることも課題となっている。

⑤障害のある子や一時保護児への支援

子どもには障害のある子がいたり、一時保護で入所している子がいたり、対象児は多様である。それぞれの子に適した学習支援の在り方について一考を要する。

表14 視点4「その他要望等について」

①要望の内容

実施回数の増加、対象範囲の拡大（中学生・高校生）、指導内容の工夫（宿題への対応、プログラミング学習の実施、自立支援にかかる事業への助成、等）について、要望として「視点3 寺子屋事業の改善」と重複して、記載されている。

また、学習習慣が定着していない子どもへの学習への姿勢の変化を促進させる指導支援については、学習支援スタッフ・施設側の両者で検討することと同時に、学習支援に伴う種々の相談（子どもに関する情報共有、協議）も必要である。

②子どもへのアンケート

寺子屋事業を子どもの側から評価するという視点について指摘があった。学習面での向上だけでなく、精神的な側面（意欲や主体性、態度面など）について把握することが重要という指摘である。

さらに、2024年度は、指導形態として、新たに個別学習塾を全国展開しているトライ社と連携して、施設を経営する社会福祉法人が各地域で家庭教師を個別に得られない場合には、トライ社と当該社会福祉法人が個別契約して家庭教師の派遣を受けるような実施形態も採用した。表15は、寺子屋事業の実施形態を3カテゴリーとして整理したものである。

表15 2024年度の寺子屋事業の実施形態

実施形態 1	施設に出向いて学習支援を行うNPO法人等をパートナー法人として依頼して実施する形態
実施形態 2	施設を経営している社会福祉法人をパートナー法人として、家庭教師の雇用を依頼して実施する形態
実施形態 3	施設を経営している社会福祉法人をパートナー法人として、トライ社への指導者派遣を依頼して実施する形態

3 寺子屋事業の考察

本論は、当法人が実施している寺子屋事業について、2021年度の寺子屋事業のモデル事業をはじめ、その後の3ヶ年間の事業実績を整理したものであるが、この3ヶ年間の本格的な事業を考察して、「寺子屋事業の成果」及び「寺子屋事業の充実への課題」を次として整理した。

1) 寺子屋事業の成果

(1) 児童の変化について

公益財団法人日本ライオンズの寺子屋事業により、施設に処遇された小学生の学習意欲の向上や興味関心の拡大、また集中力の向上などが図られたとの報告を受けたことは、この事業の成果として挙げることができる。

また、タブレットを用いたICTの指導方法においては、子ども個々の学習の進め方の工夫が可能になるので、学習に対する興味関心の幅が広がるなど、子どもたちの顕著な成長があったと報告されたことや、学校でのタブレット学習への意識付けも繋がり、子どもたちの成長が見られたことが挙げられた。

特に、学習支援者と子どもが一対一による実施形態においては、子どもの得意不得意や学習進度に応じた指導が展開され、子ども個々の学習理解が進み、興味関心の拡大、学習意欲の向上に役立ったと評価された。

(2) 施設職員の「子ども像」の変化について

施設職員が、施設外部の学習支援者と子どもの学習支援を通じた交流を通じて、子どもの個性等に目を向けたコミュニケーションが図られ、このことが契機となり子どもへの理解が深まったり、より一層、子どもとの信頼関係が醸成されたこと、学習支援者の子どもの良い点の具体的な評価を聞いて、「できる子ども像」という前向きな姿勢が醸成されたことは大きな成果といえる。

また、何よりも施設職員だけでは補い切れない学習支援を、施設内で大きく前進させたことは高く評価された。

図2は、上述の「(1)児童の変化について」「(2)施設職員の「子ども像」の変化について」を整理・考察したものである。

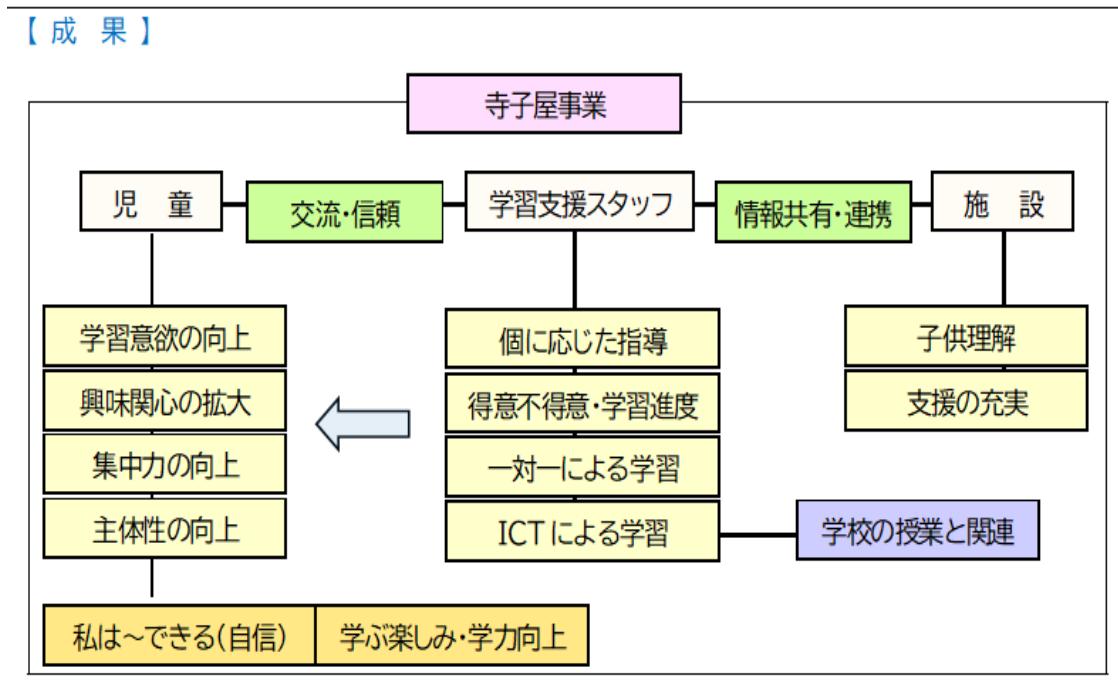


図 2 寺子屋事業の成果

2) 寺子屋事業充実への課題

2025度の寺子屋事業展開に向けて、まず50施設での寺子屋事業の実施に向けて、次の3点について、パートナーの各NPO等法人と共に各施設の個々の事情を踏まえて事業充実に向けた工夫を行っていきたい。

- (1) 子どもたちの実態や特性等を踏まえた学習内容や指導方法の工夫
 - (2) 障害のある子どもに対する指導（特性に応じた指導）の工夫
 - (3) 学習支援に当たる家庭教師等の資質向上の工夫